

高島地域ごみ対策会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は「地域ごみ対策会議設置要綱」(以下「要綱」という。)の規定に基づき、高島環境事務所管内のごみ対策会議(以下「会議」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(要綱第3条第2号に規定する委員)

第2条 会長は、要綱第3条第2号に規定する委員として、別表に掲げる者に対し就任依頼を行うことができるものとする。

(所掌事務)

第3条 要綱第2条第1号に規定する所掌事務は、それぞれ管轄する区域における次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 不法投棄事案に関する情報収集
- (2) 不法投棄事案に係る関係法律の運用等の検討及び調整
- (3) 投棄された廃棄物の撤去等是正対策の検討
- (4) 是正指導
- (5) 不法投棄の未然防止対策の立案および推進
- (6) その他不適正処理の対策

2 要綱第2条第2号に規定する所掌事務は、それぞれ管轄する区域における次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 散在性ごみに関する情報収集
- (2) 散在性ごみの防止に係る法律、条例等の適正な運用の検討および調整
- (3) 散在性ごみの未然防止対策および啓発等の検討ならびに調整、推進
- (4) その他散在性ごみ対策の地域における広域的な取り組み検討

3 要綱第2条第3号に規定する所掌事務は、それぞれ管轄する区域における次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 琵琶湖岸における漂着ごみ等に関する情報収集
- (2) 琵琶湖岸における漂着ごみ等の対策および発生抑制の検討ならびに調整、推進
- (3) その他琵琶湖岸における漂着ごみ等の対策の地域における広域的な取組の検討

(費用弁償)

第4条 要綱第3条第2号(2)および(3)の委員に対しては、会議に出席した場合、規定の旅費を支給することができる。

付則

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

- 2 この要領は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 25 年 5 月 21 日から施行する。

別表（第 2 条に想定される委員例）

県民代表	高島市環境美化推進員
------	------------